

平成30年度の地方財政措置についての各府省への申入れ概要

総務省は、各府省に対して、概算要求に当たり留意又は改善すべき事項について、総務大臣名及び総務副大臣名で申入れを行うこととしました。
(概要は、別紙のとおりです。)

I 申入れ件数

本年度申入れ	25件	(前年度	28件)
うち各府省共通事項	10件	(10件)
各府省個別事項	15件	(18件)

※平成29年度申入れからの増減：新規2件、項目統合2件、廃止3件

II 申入れ事項

1 共通事項

I 震災の復旧・復興の推進等

- 1 東日本大震災の復興の推進
- 2 熊本地震の復旧・復興の推進
- 3 国土強靱化及び防災・減災対策の推進

II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

- 1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 3 国庫補助負担金の整理合理化等

III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

- 1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等
- 2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等

- 3 国と地方公共団体の財政負担の適正化
- 4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力

2 個別事項

(内閣官房)

- 1 社会保障制度の更なる改革等
- 2 地方創生推進交付金制度の改善等

(内閣府)

- 新**1 幼児教育・保育の早期無償化及び待機児童の解消に係る財政措置
- 2 子ども・子育て支援に係る財政措置等
- 3 社会保障制度の更なる改革等
- 4 地方創生推進交付金制度の改善等
- 5 PPP/PFIの推進

(文部科学省)

- 新**1 幼児教育・保育の早期無償化及び待機児童の解消に係る財政措置
- 2 子ども・子育て支援に係る財政措置等
- 3 社会保障制度の更なる改革等
- 4 教職員定数の増加の抑制

(厚生労働省)

- 新**1 幼児教育・保育の早期無償化及び待機児童の解消に係る財政措置
- 2 子ども・子育て支援に係る財政措置等
- 3 社会保障制度の更なる改革等
- 4 医療・介護サービスの提供体制改革等
- 5 国民健康保険新制度への円滑な移行及び財政支援の拡充の確実な実施等
- 6 介護保険制度の安定的な運営の推進等
- 新**7 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直し

(農林水産省)

- 1 直轄事業の見直し
- 2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善

(林野庁)

- 1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進
- 2 地球温暖化対策の推進

(経済産業省)

- 1 地球温暖化対策の推進

(国土交通省)

- 1 直轄事業の見直し
- 2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 3 社会資本整備総合交付金制度の改善等

(環境省)

- 1 地球温暖化対策の推進

(連絡先)

自治財政局調整課

担 当： 志賀課長補佐、西崎係長、竹内

連絡先：(代表) 03-5253-5111

(直通) 03-5253-5618

(FAX) 03-5253-5620

(別添)

別紙1 ---- 平成30年度の地方財政措置について（各府省への申入れ）の概要

別紙2 ---- 申入れ文

平成30年度の地方財政措置について(各府省への申入れ)の概要

趣旨

- 毎年度、概算要求基準の閣議了解時に、各府省に対し、地方財政措置について申入れ
(地方財政に影響を及ぼす施策・事務事業について適切な措置を要請)
- 申入れ項目・内容は、地方公共団体の意見も踏まえて選定

【参考】地方財政法(昭和三十二年法律第九号)(抄)

(地方公共団体の負担を伴う法令案)

第二十一条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求め前、命令案にあつては公布の前、あらかじめ総務大臣の意見を求めなければならない。

2 (略)

(地方公共団体の負担を伴う経費の見積書)

第二十二条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その所掌に属する歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積のうち地方公共団体の負担を伴う事務に関する部分については、財政法(昭和三十二年法律第三十四号)第十七条第二項に規定する書類及び同法第三十五条第二項に規定する調書を財務大臣に送付する際、総務大臣の意見を求めなければならない。

2 (略)

平成30年度の主な申入れ項目

- ① 震災の復旧・復興の推進等に関するもの
- ② 子ども・子育て支援に関するもの
- ③ 社会保障制度改革に関するもの
- ④ その他

平成30年度の各府省への申入れの主な内容

1 震災関連

東日本大震災の復興の推進	復興・創生期間の事業が円滑に推進されるよう、引き続き、国庫補助負担金等の交付の早期化及び被災地方公共団体の事務負担の軽減を図ること
熊本地震の復旧・復興の推進	復興計画に基づく事業が早期かつ円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じるとともに、国庫補助負担金等の交付の早期化及び被災地方公共団体の事務負担の軽減を図ること

2 子ども・子育て支援関連

幼児教育・保育の早期無償化及び待機児童の解消に係る財政措置	人材投資の抜本強化のため、幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、安定的な財源確保の進め方を検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえること
子ども・子育て支援に係る財政措置等	子育て安心プランに基づく取組を着実に推進できるよう、地方負担分も含め、所要の安定財源を確保すること

3 社会保障制度改革関連

国民健康保険新制度への円滑な移行及び財政支援の拡充の確実な実施等	<ul style="list-style-type: none">平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる新制度へ円滑に移行できるよう、財政支援の拡充を確実に実施すること普通調整交付金の算定方法について、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、見直しを検討するに当たっては、地域差に関する調整・配分の在り方を検証し、新制度への円滑な移行に配慮するとともに、地方の意見を十分に踏まえること
介護保険制度の安定的な運営の推進等	保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブ付与の在り方について、自立支援と介護の重度化防止に向けた取組を推進するに当たっては、新たな交付金の早期の制度の具体化を図った上で、所要の国費を確保するとともに、調整交付金の活用を検討するに当たっても、地方と十分に協議すること
生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直し	医療扶助費の適正化や就労支援の推進等の制度の見直しに当たっては、地方の意見を十分に踏まえながら検討を進め、自立促進等に向けた適切な措置を講じること

4 その他

社会資本整備総合交付金制度の改善等	地方の意見を十分に踏まえつつ、引き続き、政策的に優先すべき事業に交付金を重点配分する取組を進めるとともに、老朽化対策も含めた必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の国費を確保すること
-------------------	---

平成30年度の各府省への申入れ事項一覧

1 共通事項

I 震災の復旧・復興の推進等

- 1 東日本大震災の復興の推進
- 2 熊本地震の復旧・復興の推進
- 3 国土強靱化及び防災・減災対策の推進

II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

- 1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 3 国庫補助負担金の整理合理化等

III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

- 1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等
- 2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等
- 3 国と地方公共団体の財政負担の適正化
- 4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力

2 個別事項

<内閣官房・内閣府>

- ・ 地方創生推進交付金制度の改善等

<内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省>

- ・ 社会保障制度の更なる改革等

<内閣府>

- ・ PPP/PFIの推進

<内閣府・文部科学省・厚生労働省>

- 1 幼児教育・保育の早期無償化及び待機児童の解消に係る財政措置
- 2 子ども・子育て支援に係る財政措置等

<文部科学省>

- ・ 教職員定数の増加の抑制

<厚生労働省>

- 1 医療・介護サービスの提供体制改革等
- 2 国民健康保険新制度への円滑な移行及び財政支援の拡充の確実な実施等
- 3 介護保険制度の安定的な運営の推進等
- 4 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直し

<農林水産省・国土交通省>

- 1 直轄事業の見直し
- 2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善

<林野庁>

- ・ 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

<林野庁・経済産業省・環境省>

- ・ 地球温暖化対策の推進

<国土交通省>

- ・ 社会資本整備総合交付金制度の改善等

関係各大臣 殿

総務大臣 高市 早苗

平成30年度の地方財政措置について

現下の財政状況は、国・地方ともに極めて厳しく、財政健全化は、国・地方共通の重要な課題であります。

「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）及び「経済・財政再生計画」（「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）第3章）等を踏まえ、財政健全化のため、国・地方双方で徹底した取組が求められていますが、その際には、国・地方の信頼関係及び適正な財政秩序を維持しつつ、改革に取り組むことが重要であります。

また、地方分権改革については、地方創生の極めて重要なテーマであり、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであるため、地方に対する事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し等を推進する必要があります。

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、平成30年度の予算編成に当たっては、以上のような考え方にに基づき、特に、下記の事項を含めて、貴府省に対し要請したい事項を別途総務副大臣から関係各副大臣あてに連絡いたしますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 東日本大震災の復興を推進するとともに、熊本地震の復旧・復興について必要な財政措置を講じること。
- 2 幼児教育・保育の早期無償化等に向け、安定的な財源確保の進め方を検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。また、子育て安心プランに基づく取組を着実に推進できるよう、所要の安定財源を確保すること。
- 3 地方の意見を十分に踏まえ、国民健康保険の新制度への円滑な移行及び財政支援の拡充の確実な実施並びに介護保険制度の安定的な運営の推進等を図ること。

(写)

総財調第18号

平成29年7月20日

関係各副大臣 殿

総務副大臣 原田 憲治

平成30年度の地方財政措置について

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、貴府省大臣に対し、総務大臣から平成30年度の予算編成における地方行財政の基本的な考え方をお示ししたところであります。

この考え方に沿って、特に取り組んでいただきたい事項について別添のとおり要請しますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総財調第19号
平成29年7月20日

財務副大臣 殿

総務副大臣 原田 憲治

平成30年度の地方財政措置について

地方財政の運営については、かねてから種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、平成30年度の地方財政措置について関係府省の副大臣に対し、別添のとおり要請したところであります。

貴職におかれましても、前記要請の実現について格段の御高配をいただきますようお願いいたします。

(写)

総財調第20号

平成29年7月20日

各都道府県知事

各指定都市市長

殿

総務省自治財政局長

(公印省略)

平成30年度の地方財政措置について

現在、各府省においては、平成30年度予算の概算要求の準備を進めているところでありますが、今般、各府省に対し、地方行財政に関連して改善を要する事項について、当省より別添のとおり強く要請したところであります。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨を十分御理解の上、特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を通知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

〔 共 通 事 項 〕

項 目	頁
I 震災の復旧・復興の推進等	
1 東日本大震災の復興の推進……………	1
2 熊本地震の復旧・復興の推進……………	1
3 国土強靱化及び防災・減災対策の推進……………	1
II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	
1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等……………	1
2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等……………	1
3 国庫補助負担金の整理合理化等……………	1
III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等……………	2
2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等……………	2
3 国と地方公共団体の財政負担の適正化……………	2
4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力……………	2

〔 個 別 事 項 〕

省 庁 名	項 目	頁
内 閣 官 房	1 社会保障制度の更なる改革等……………	3
	2 地方創生推進交付金制度の改善等……………	3
内 閣 府	1 幼児教育・保育の早期無償化及び待機児童の解消に係る財政措置……………	3
	2 子ども・子育て支援に係る財政措置等……………	3
	3 社会保障制度の更なる改革等……………	3
	4 地方創生交付金制度の改善等……………	4
	5 PPP／PFIの推進……………	4
文部科学省	1 幼児教育・保育の早期無償化及び待機児童の解消に係る財政措置……………	4
	2 子ども・子育て支援に係る財政措置等……………	4
	3 社会保障制度の更なる改革等……………	4
	4 教職員定数の増加の抑制……………	5

省庁名	項 目	頁
厚生労働省	1 幼児教育・保育の早期無償化及び待機児童の解消に係る財政措置…	5
	2 子ども・子育て支援に係る財政措置等……………	5
	3 社会保障制度の更なる改革等……………	5
	4 医療・介護サービスの提供体制改革等……………	5
	5 国民健康保険新制度への円滑な移行及び財政支援の拡充の確実な実施等……………	6
	6 介護保険制度の安定的な運営の推進等……………	6
	7 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直し……………	6
農林水産省	1 直轄事業の見直し……………	7
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	7
林 野 庁	1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進……………	7
	2 地球温暖化対策の推進……………	7
経済産業省	1 地球温暖化対策の推進……………	7
国土交通省	1 直轄事業の見直し……………	8
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	8
	3 社会資本整備総合交付金制度の改善等……………	8
環 境 省	1 地球温暖化対策の推進……………	8

【共通事項】

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）及び「経済・財政再生計画」（「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）第 3 章）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

I 震災の復旧・復興の推進等

1 東日本大震災の復興の推進

東日本大震災からの復興支援については、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）に基づく復興・創生期間の事業が円滑に推進されるよう、引き続き、国庫補助負担金等の交付の早期化及び被災した地方公共団体の事務負担の軽減を図られたいこと。

2 熊本地震の復旧・復興の推進

熊本地震からの復旧・復興支援については、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえ、各地方公共団体の復興計画に基づく事業が早期かつ円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、国庫補助負担金等の交付の早期化及び被災した地方公共団体の事務負担の軽減を図られたいこと。

3 国土強靱化及び防災・減災対策の推進

国土強靱化に関する施策及び南海トラフ地震や首都直下地震等に関する防災・減災対策について、国として、その責務に応じ、所要の財源を確保されたいこと。

II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等

地方公共団体の自由度を拡大し自主性・自立性の強化を図る見地に立って、地方分権改革の推進が地方創生における重要なテーマに位置づけられていることも十分に踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲等の国と地方の役割分担の見直し及び義務付け・枠付けの見直しを進められたいこと。また、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減や必置規制の見直し等を積極的に行われたいこと。さらに、事務事業の廃止・縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止・縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう法令等により所要の措置を講じられたいこと。

2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等

組織・機構の簡素合理化等の地方公共団体の自主的・主体的な行財政改革の取組に積極的に協力するとともに、地方公共団体の財政負担の増加及び職員数の増加を伴う施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっても、他の施策で必ず減員措置を講じ、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

3 国庫補助負担金の整理合理化等

国庫補助負担金については、整理合理化や補助条件の見直し等を積極的に推進し、地方公共団体の自由度の拡大に努められたいこと。

Ⅲ 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等

国庫支出金のパフォーマンス指標について、指標設定の促進に当たっては、国庫負担金については、国と地方との役割分担を前提に国が義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除くとともに、国庫負担金の制度全体の検討を進めるに当たっては、地方への負担転嫁とならないよう、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

また、地方公共団体における行政サービスの効率化・重点化に向け、インセンティブ強化に資する国庫補助金・交付金の配分を促進するに当たっては、社会保障をはじめとする行政サービスの担い手である地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

3 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体に財政負担を求めることのないようにされたいこと。

4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力

土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社並びに林業公社等の国の施策に関連して設立された第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っているが、経営が悪化した場合には、地方公共団体の財政に影響を及ぼすおそれがあるため、その効率化・経営健全化の取組に対しては、適切な支援を行う等、積極的に協力されたいこと。

【個別事項】

(内閣官房)

- 1 社会保障制度の更なる改革等（同旨内閣府、文部科学省、厚生労働省）
「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）に基づき、社会保障制度改革推進会議において、平成 37 年を展望した社会保障制度の更なる改革を検討する際には、子育て、医療、介護等の社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割も極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。
なお、社会保障の充実施策については、その実施に支障が生じることはないよう、所要の財源を確保されたいこと。
- 2 地方創生推進交付金制度の改善等（同旨内閣府）
地方創生推進交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、更に対象事業の要件の緩和や交付の早期化、事務手続きの簡素化・合理化等を図られたいこと。
また、地方公共団体が安定的・継続的に事業を執行できるよう、引き続き、所要の国費を確保されたいこと。

(内閣府)

- 1 幼児教育・保育の早期無償化及び待機児童の解消に係る財政措置（同旨文部科学省、厚生労働省）
人材投資の抜本強化のため、幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討するに当たっては、幼児教育・保育における地方公共団体の役割は大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。
- 2 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨文部科学省、厚生労働省）
子ども・子育て支援について、待機児童の解消に向け、引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、地方公共団体において、子育て安心プランに基づく取組を着実に推進できるよう、地方負担分も含めて、所要の安定財源を確保されたいこと。
あわせて、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。
また、子ども・子育て支援新制度について、国として、引き続き、利用者や事業者等の関係者に対するきめ細かな広報・周知により新制度の理解促進に努め、制度の定着を図られたいこと。
さらに、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。
このほか、幼児教育の段階的無償化に当たっては、新制度の施行の状況やシステム改修等、地方公共団体における実務への影響も踏まえ、その仕組みを早期に示すとともに、地方負担分も含めて、所要の安定財源を確保されたいこと。
- 3 社会保障制度の更なる改革等（同旨内閣官房、文部科学省、厚生労働省）
「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）に基づき、社会保障制度改革推進会議において、平成 37 年を展望した社会保障制度の更なる改革を検討する際には、子育て、医療、介護等の社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割も極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、社会保障の充実施策については、その実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保されたいこと。

4 地方創生推進交付金制度の改善等（同旨内閣官房）

地方創生推進交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、更に対象事業の要件の緩和や交付の早期化、事務手続きの簡素化・合理化等を図られたいこと。

また、地方公共団体が安定的・継続的に事業を執行できるよう、引き続き、所要の国費を確保されたいこと。

5 PPP／PFIの推進

PPP／PFIの推進については、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」等を踏まえ、地方公共団体における多様なPPP／PFIの活用が進むよう、人口20万人以上の地方公共団体をはじめ、実効ある優先的検討の運用や地域プラットフォームの形成、案件発掘支援の拡充等の適切な支援を行われたいこと。

（文部科学省）

1 幼児教育・保育の早期無償化及び待機児童の解消に係る財政措置（同旨内閣府、厚生労働省）

人材投資の抜本強化のため、幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討するに当たっては、幼児教育・保育における地方公共団体の役割は大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

2 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨内閣府、厚生労働省）

子ども・子育て支援について、待機児童の解消に向け、引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、地方公共団体において、子育て安心プランに基づく取組を着実に推進できるよう、地方負担分も含めて、所要の安定財源を確保されたいこと。

あわせて、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。

また、子ども・子育て支援新制度について、国として、引き続き、利用者や事業者等の関係者に対するきめ細かな広報・周知により新制度の理解促進に努め、制度の定着を図られたいこと。

さらに、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

このほか、幼児教育の段階的無償化に当たっては、新制度の施行の状況やシステム改修等、地方公共団体における実務への影響も踏まえ、その仕組みを早期に示すとともに、地方負担分も含めて、所要の安定財源を確保されたいこと。

3 社会保障制度の更なる改革等（同旨内閣官房、内閣府、厚生労働省）

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）に基づき、社会保障制度改革推進会議において、平成37年を展望した社会保障制度の更なる改革を検討する際には、子育て、医療、介護等の社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割も極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、社会保障の充実施策については、その実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保されたいこと。

4 教職員定数の増加の抑制

教職員定数については、国・地方を通じた厳しい財政状況や「経済財政運営と改革の基本方針 2017」等を踏まえ、教職員数の増加を伴う施策について、改善増を真に必要なものに限る等、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すことのないように、厳に抑制されたいこと。

(厚生労働省)

1 幼児教育・保育の早期無償化及び待機児童の解消に係る財政措置（同旨内閣府、文部科学省）

人材投資の抜本強化のため、幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討するに当たっては、幼児教育・保育における地方公共団体の役割は大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

2 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨内閣府、文部科学省）

子ども・子育て支援について、待機児童の解消に向け、引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、地方公共団体において、子育て安心プランに基づく取組を着実に推進できるよう、地方負担分も含めて、所要の安定財源を確保されたいこと。

あわせて、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。

また、子ども・子育て支援新制度について、国として、引き続き、利用者や事業者等の関係者に対するきめ細かな広報・周知により新制度の理解促進に努め、制度の定着を図られたいこと。

さらに、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

このほか、幼児教育の段階的無償化に当たっては、新制度の施行の状況やシステム改修等、地方公共団体における実務への影響も踏まえ、その仕組みを早期に示すとともに、地方負担分も含めて、所要の安定財源を確保されたいこと。

3 社会保障制度の更なる改革等（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省）

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）に基づき、社会保障制度改革推進会議において、平成 37 年を展望した社会保障制度の更なる改革を検討する際には、子育て、医療、介護等の社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割も極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、社会保障の充実施策については、その実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保されたいこと。

4 医療・介護サービスの提供体制改革等

医療・介護サービスの多くは地方公共団体を通じて提供されるものであることから、その提供体制の改革を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえた上で、実効性のあるものとされたいこと。特に、地域医療構想の実現に向けて、都道府県における具体的対応方針の策定のためのデータの提供等、国として、適切な支援を行われたいこと。

さらに、医療・介護サービスの提供体制改革のための地域医療介護総合確保基金については、必要な事業を円滑に実施できるよう、引き続き、所要の国費を確保されたいこと。

5 国民健康保険新制度への円滑な移行及び財政支援の拡充の確実な実施等

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 31 号)に基づき、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度へ円滑に移行できるよう、「今後の社会保障改革の実施について」(平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定)に沿った財政支援の拡充を確実に実施するとともに、引き続き、制度及び運用並びに保険者努力支援制度等の財政支援の詳細について、地方と十分に協議を行われないこと。

また、普通調整交付金の算定方法について、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、見直しを検討するに当たっては、地域差に関する調整・配分の在り方を検証し、新制度への円滑な移行に配慮するとともに、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。あわせて、医療費適正化を推進する観点から、特定健康診査及び特定保健指導の国庫負担について、地方公共団体に超過負担が生じている状況を踏まえ、実態の把握を行い、所要の国費を確保するとともに、重症化予防等の取組を推進する地方公共団体への適切な支援を行われたいこと。

さらに、乳幼児医療費の自己負担の在り方について、医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたいこと。

6 介護保険制度の安定的な運営の推進等

平成 30 年度介護報酬改定及び第 7 期(平成 30 年度～平成 32 年度)の介護保険事業(支援)計画の実施に当たっては、介護給付費の動向や被保険者の負担等を把握の上、地方の意見を十分に踏まえ、制度の安定的かつ健全な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。

特に、保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与の在り方について、自立支援と介護の重度化防止に向けた取組を促進するに当たっては、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 52 号)に基づき創設される交付金の早期の制度の具体化を図った上で、所要の国費を確保されたいこと。あわせて調整交付金の活用を検討するに当たっても、地方と十分に協議を行われたいこと。また、自立支援に向けた介護サービス事業者に対するインセンティブ付与について、介護報酬改定において適切に対応されたいこと。

さらに、平成 29 年度末までに予防給付から移行することとされている介護予防・日常生活支援総合事業については、その実施状況を十分に把握し、市町村が地域の実情に応じ、多様な主体を活用することにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、適切な支援を行われたいこと。

7 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直し

生活保護制度について医療扶助費を適正化し、就労支援を推進するとともに、生活困窮者自立支援制度について自立相談支援及び就労準備支援を推進する等、両制度の見直しを行うに当たっては、地方の意見を十分に踏まえながら検討を進め、自立促進等に向けた適切な措置を講じられたいこと。

特に、「生活困窮者自立支援法」(平成 25 年法律第 105 号)に基づく生活困窮者就労準備支援事業等について、地方公共団体が実施の責務を有することとする等の見直しを行う際には、地方公共団体が事業を円滑に実施できるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

(農林水産省)

1 直轄事業の見直し(同旨国土交通省)

直轄事業については、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」(平成21年4月24日)及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、その縮減に取り組まれないこと。

また、地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるように、協議の方法や回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

さらに、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないように、効率的な事業執行及びコスト縮減を徹底されたいこと。

2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善(同旨国土交通省)

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」(昭和36年政令第258号)第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障を生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

(林野庁)

1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

林業公社の経営対策については、引き続き、不採算分収林の契約解除に向けた取組への積極的な支援により義務的繰上償還(補償金なし)を推進する等、一層の債務返済が図られるよう取り組むとともに、より効果的な対策を検討されたいこと。

特に、林業公社の更なる経営改善のため、利子負担軽減対策として、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還(補償金なし)や無利子である森林整備活性化資金の拡充等について、引き続き、その実現に向け努力されたいこと。

あわせて、林業公社の廃止等により都道府県が引き受けた債務についても、一層の債務返済及び利子負担軽減が図られるよう効果的な対策を検討されたいこと。

2 地球温暖化対策の推進(同旨経済産業省、環境省)

地球温暖化対策の推進に向けて、エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等を踏まえ、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁において連携し、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図られたいこと。

(経済産業省)

1 地球温暖化対策の推進(同旨林野庁、環境省)

地球温暖化対策の推進に向けて、エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等を踏まえ、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁において連携し、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図られたいこと。

(国土交通省)

1 直轄事業の見直し(同旨農林水産省)

直轄事業については、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」(平成21年4月24日)及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、その縮減に取り組まれないこと。

また、地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるように、協議の方法や回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

さらに、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないように、効率的な事業執行及びコスト縮減を徹底されたいこと。

2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善(同旨農林水産省)

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」(昭和36年政令第258号)第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障を生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

3 社会資本整備総合交付金制度の改善等

社会資本整備総合交付金については、地方の意見を十分に踏まえつつ、引き続き、政策的に優先すべき事業を明確化した上で重点的に交付金を配分する取組を進めるとともに、地方公共団体が老朽化対策も含めた必要な事業を円滑に実施できるように、所要の国費を確保されたいこと。

(環境省)

1 地球温暖化対策の推進(同旨林野庁、経済産業省)

地球温暖化対策の推進に向けて、エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等を踏まえ、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁において連携し、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図られたいこと。